

「国家戦略特区」について

— 規制改革の突破口、成長戦略の基盤 —

- 1次指定
- 2次指定(予定)
【地方創生特区】

新潟市
大規模農業の改革拠点

関西圏
(大阪府、兵庫県、京都府)
医療等イノベーション拠点、
チャレンジ人材支援

養父市
中山間地農業の改革拠点

愛知県

Semboku

仙北市

Sendai

仙台市

Niigata

Aichi

Tokyo Area

Yabu

Fukuoka

福岡市
創業のための雇用改革拠点

東京圏
(東京都9区、神奈川県、千葉県成田市)
国際ビジネス、イノベーションの拠点

沖縄県
国際観光拠点

Okinawa

平成27年 7月 9日

内閣府 地方創生推進室

次長 藤原 豊

「国家戦略特区」 制度のポイント

「岩盤規制」改革の突破口 (税制措置を含む)

◆ 「総理・内閣主導」の枠組み (国が受け身にならない)

(1) 特区毎の「区域会議」

- … 国(特区担当大臣)・自治体・民間の「推進役」で構成。
“ミニ独立政府” 3者が対等の立場

(2) 「特区諮問会議」

- … 最後は、規制担当各省大臣を含めたオープンな場で、総理のリーダーシップで決断

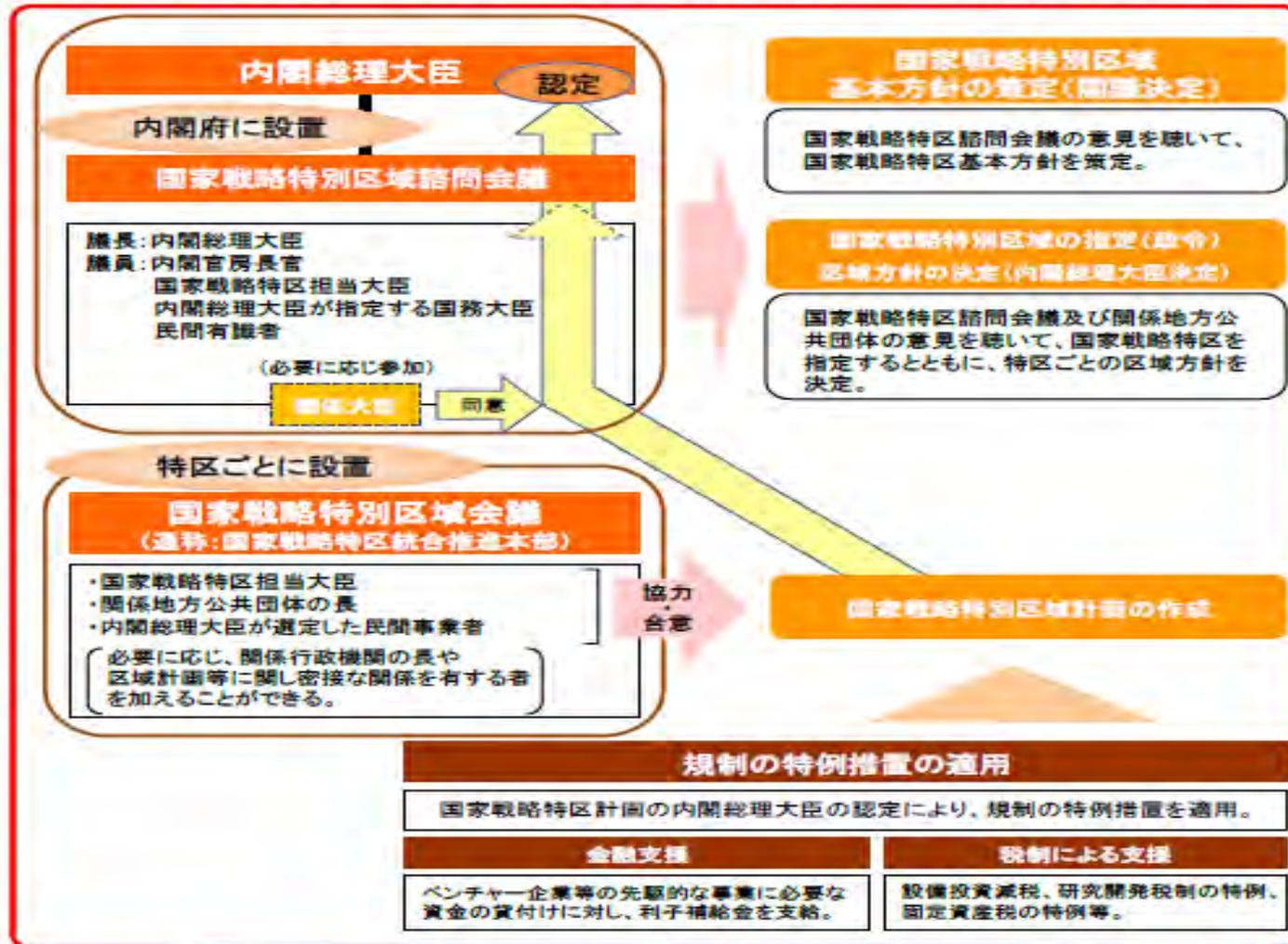
◆ 規制改革の効果拡大

(1) 規制改革「メニュー」の追加 (医療、雇用、教育、農業等)

(2) 指定「区域」の追加 (厳選。志の高い、熱意ある自治体)

国家戦略特別区域法の概要

経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点の形成を促進する観点から、国が定めた国家戦略特別区域において、規制改革等の施策を総合的かつ集中的に推進するために必要な事項を定める。



構造改革特区との連携

- 国家戦略特区に関する提案のうち、構造改革の推進等に資すると認められるものは、構造改革特区の提案とみなして構造改革特区として支援。
- 構造改革特区の規制の特例措置について、国家戦略特区計画に記載し総理の認定を受けることで活用が可能。

施行期日

- 公布日(平成25年12月13日)から施行。
- ただし、次の規定は、政令で定める日(平成26年4月1日)から施行。
 - 国家戦略特別区域計画の認定等に関する規定
 - 国家戦略特別区域計画に基づく事業に対する規制の特例措置等

国家戦略特区の「初期メニュー」

「国家戦略特区における規制改革事項等の検討方針」
25年10月18日 日本経済再生本部決定



※1 本資料は、参考までにイメージを記載したものであり、特区の内容がこれに限定されるものではない。

※2 ☆は特区関連法案に盛り込むもの。

国家戦略特区と既存特区との比較

	国家戦略特区	総合特区	構造改革特区
目的・趣旨	経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化、国際的な経済活動の拠点の形成を促進。規制改革を総合的・集中的に推進。 →岩盤規制の突破口、成長のエンジン	地域の先駆的な取組に対し、規制の特例措置に加え、税制・財政・金融上の支援措置により総合的に支援。 →地域のチャレンジをオーダーメイド・総合的に支援	現場ニーズに基づく構造改革の推進及び地域の活性化。 →規制緩和を試行的に実施。最終的には全国展開を視野に。
制定年月	平成 25 年 12 月	平成 23 年 6 月	平成 14 年 12 月
国・地方・民間の関係	国が区域や区域方針を決定。特区ごとの国家戦略特区会議に、国・地方公共団体・民間事業者が対等の立場で参画し、国家戦略特区計画を密接な連携の下に作成・合意。国が認定。 →基本トップダウン。計画は3者（国、地方、民間）で策定。	地方公共団体からの申請に基づき、国が特区を指定、総合特区計画を認定。 →基本ボトムアップだが、区域指定は国	規制の特例措置を活用する地方公共団体からの申請に基づき、国が構造改革特区計画を認定。 →ボトムアップ。区域指定なし。
対象区域	政策テーマ・プロジェクトに応じ、国が決定した区域に限定して、適用。 →指定数は厳選。段階的に指定	指定地方公共団体が計画認定を受けた区域に限定して、適用。 →当面、新規の特区指定は行わない。	特区計画の認定について、すべての地方公共団体が申請可能。 →一般的・汎用的な制度
指定区域数 認定計画数	6 区域 ※上記に加え、新たに3区域を選定	48 区域（国際7、地域41）	規制改革数 780 件 （特区として対応 236 件、全国的に対応 544 件） 認定件数 374 特区 （これまでに1,241件の特区計画を認定）
支援措置	規制の特例を中心に、税制・金融上の措置	規制の特例、税制・財政・金融上の措置を総合的に実施	規制の特例措置のみ
規制改革の実現手法	特区諮問会議、区域会議、特区WG	国と地方の協議会	省庁間で調整
既存特区の課題と国家戦略特区の特徴	規制改革事項をパッケージ化、規制改革事項を措置後に地域指定 →目にみえる形で迅速に改革を実現	地域指定後に個別の規制特例措置を調整 →実現に多大な労力と時間が必要	個別提案に対し個別に規制の特例を措置 →改革の効果が限定的になる側面

「国家戦略特別区域諮問会議」

議長 安倍 晋三 内閣総理大臣

議員 麻生 太郎 財務大臣 兼 副総理

同 石破 茂 国家戦略特別区域担当大臣 兼 地方創生担当大臣

同 菅 義偉 内閣官房長官

同 甘利 明 内閣府特命担当大臣(経済財政政策)兼 経済再生担当大臣

同 有村 治子 内閣府特命担当大臣(規制改革)

民間議員 秋池 玲子 ホストコンサルティンググループパートナー シニア・パートナー&マネージング・ディレクター

同 坂根 正弘 株式会社小松製作所相談役

同 坂村 健 東京大学大学院情報学環・学際情報学府教授

同 竹中 平蔵 慶應義塾大学総合政策学部教授

同 八田 達夫 大阪大学社会経済研究所招聘教授

東京圏国家戦略特別区域会議 (第1回)

平成26年10月1日(水)
18時00分～19時00分
於:中央合同庁舎第8号館 講堂

出入口

国

内閣府大臣補佐官 伊藤 達也
内閣府大臣政務官 小泉 進次郎
内閣府特命担当大臣 (国家戦略特別区域) 石破 茂
内閣府副大臣 平 将明

自治体

東京都知事 舛添 要一
神奈川県知事 黒岩 祐治
成田市長 小泉 一成

民間

三菱地所株式会社 代表取締役取締役会長 木村 恵司
慶応義塾大学病院 病院長 竹内 勤
医療法人社団済生会 瀬田クリニックグループ 代表 藤天童大学 客員教授 阿曾沼 元博
国際医療福祉大学 総長 矢崎 義雄

有識者

内閣府地域活性化推進室次長 藤原 豊
内閣府地域活性化推進室長代理 高屋 誠一郎
内閣府地域活性化推進室長 内田 要
国家戦略特別区域諮問会議 有識者議員 八田 達夫
国家戦略特別区域諮問会議 有識者議員 秋池 玲子

「国家戦略特区ワーキンググループ」

(平成25年5月9日設置、26年12月8日・27年1月15日委員追加)

委員名簿

- ・ 八田 達夫 アジア成長研究所所長、大阪大学社会経済研究所招聘教授（座長）
- ・ 秋山 咲恵 株式会社サキコーポレーション代表取締役社長
- ・ 阿曾沼元博 医療法人社団滉志会瀬田クリニックグループ代表
- ・ 工藤 和美 シーラカンスK&H株式会社代表取締役、東洋大学理工学部建築学科教授
- ・ 坂村 健 東京大学大学院情報学環・学際情報学府教授
- ・ 鈴木 亘 学習院大学経済学部経済学科教授
- ・ 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長
- ・ 本間 正義 東京大学大学院農学生命科学研究科教授
- ・ 八代 尚宏 国際基督教大学教養学部客員教授、昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授

「国家戦略特区」 制度の経緯

2013年 4月 「産業競争力会議」で提案

5月 「国家戦略特区ワーキンググループ」で制度設計・各省折衝開始

6月 「成長戦略(日本再興戦略)」で、制度の趣旨・ポイント決定（毎年改訂）

12月 「国家戦略特区法」成立（枠組み・規制改革「初期メニュー」の決定）

2014年 1月～ 「国家戦略特区諮問会議」が開始

3月 「6区域」の1次指定（正式には5月）

6月～ 特区ごとに「区域会議」が開始（9月～ 「区域計画」の認定開始）

10月 改正特区法案提出（2015年4月に再提出）

2015年 3月 追加の「3区域」(地方創生特区)の指定（正式には9月予定）

7月 「改正国家戦略特区法」成立

「諮問会議」と「区域会議」の開催状況（2014(平成26)年)

- 1/7 第1回 国家戦略特区諮問会議
－ 基本方針案の検討
- 1/30 第2回 国家戦略特区諮問会議
－ 基本方針案の決定、1/22の総理ダボス・スピーチを受けての岩盤規制改革事項の検討
- 2/21 第3回 国家戦略特区諮問会議
－ 指定区域案の検討
- 3/28 第4回 国家戦略特区諮問会議
－ 指定区域案の決定(第1次区域)
- 5/12 第5回 国家戦略特区諮問会議
－ 区域会議の運営方針、追加の規制改革事項の検討
- 6/17 第6回 国家戦略特区諮問会議
－ 追加の規制改革事項の決定(改訂成長戦略に盛り込み)
- 6/23 第1回 関西圏 区域会議、 6/28 第1回 福岡市 区域会議
7/18 第1回 新潟市 区域会議、 7/23 第1回 養父市 区域会議
- 9/9 第7回 国家戦略特区諮問会議
－ 事業計画の認定(養父市・福岡市)、今後の進め方、追加の規制改革事項の検討
- 9/24 第2回 関西圏 区域会議、 9/25 第2回 福岡市 区域会議
- 9/30 第8回 国家戦略特区諮問会議
－ 事業計画の認定(関西圏・福岡市)、岩盤規制改革工程表の提示、追加の規制改革事項の検討
- 10/1 第1回 東京圏 区域会議
- 10/10 第9回 国家戦略特区諮問会議
－ 臨時国会に提出する改正法案に盛り込む追加の規制改革事項の決定
- 10/26 第1回 沖縄県区域会議、12/3 第2回 新潟市区域会議、12/9 第2回 東京圏区域会議
- 12/19 第10回 国家戦略特区諮問会議
－ 事業計画の認定(新潟市・東京圏・関西圏)、今後の進め方

「諮問会議」と「区域会議」の開催状況（2015(平成27)年)

- 1/27 第2回 養父市 区域会議
- 1/27 第11回 国家戦略特区諮問会議
－ 事業計画の認定(養父市)、規制改革事項の追加検討、地方創生特区の指定検討
- 3/3 第12回 国家戦略特区諮問会議
－ 規制改革事項の追加検討
- 3/4 第3回 東京圏 区域会議
- 3/11 第3回 関西圏 区域会議
- 3/19 第13回 国家戦略特区諮問会議
－ 事業計画の認定(東京圏・関西圏)、通常国会に提出する改正法案に盛り込む追加の規制改革事項の決定、地方創生特区の指定区域案の決定(国家戦略特区の第2次区域)
- 3/25 第3回 福岡市 区域会議
- 6/9 第3回 新潟市 区域会議
- 6/10 第2回 沖縄県 区域会議
- 6/15 第4回 東京圏 区域会議
- 6/29 第14回 国家戦略特区諮問会議
－ 事業計画の認定(福岡市・新潟市・沖縄県・東京圏)、追加の規制改革事項の決定(改訂成長戦略に盛り込み)

⇒ これまで、合計14回の諮問会議と、17回の区域会議の開催により、68の事業を認定

区域会議の開催、区域計画の認定状況

新潟市

大規模農業の改革拠点

区域会議: H26.7.18, 12.3, H27.6.9開催

区域計画認定: H26.12.19, H27.6.29

- ・農業生産法人に係る農地法等の特例
- ・農業委員会と市町村の事務分担に係る特例
- ・農家レストラン設置に係る特例
- ・農業への信用保証制度の適用
- ・雇用労働相談センターの設置

養父市

中山間地農業の改革拠点

区域会議: H26.7.23, H27.1.27開催

区域計画認定: H26.9.9, H27.1.27

- ・農業委員会と市町村の事務分担に係る特例
- ・農業生産法人に係る農地法等の特例
- ・農業への信用保証制度の適用
- ・歴史的建築物等に係る旅館業法施行規則の特例

福岡市

創業のための雇用改革拠点

区域会議: H26.6.28, 9.25, H27.3.25開催

区域計画認定: H26.9.9, 9.30, H27.6.29

- ・エリアマネジメントに係る道路法の特例
- ・病床規制に係る医療法の特例
- ・雇用労働相談センターの設置

沖縄県

国際観光拠点

区域会議: H26.10.26, H27.6.10開催

区域計画認定: H27.6.29

- ・エリアマネジメントに係る道路法の特例

東京圏

(東京都9区, 神奈川県, 千葉県成田市)

国際ビジネス、イノベーションの拠点

区域会議: H26.10.1, 12.9,

H27.3.4, 6.15開催

区域計画認定: H26.12.19, H27.3.19,

H27.6.29

- ・都市再生特別措置法の特例
- ・都市計画決定等に係る都市計画法の特例
- ・エリアマネジメントに係る道路法の特例
- ・保険外併用療養に関する特例
- ・病床規制に係る医療法の特例
- ・二国間協定に基づく外国医師の業務解禁
- ・雇用労働相談センターの設置
- ・東京開業ワンストップセンターの設置

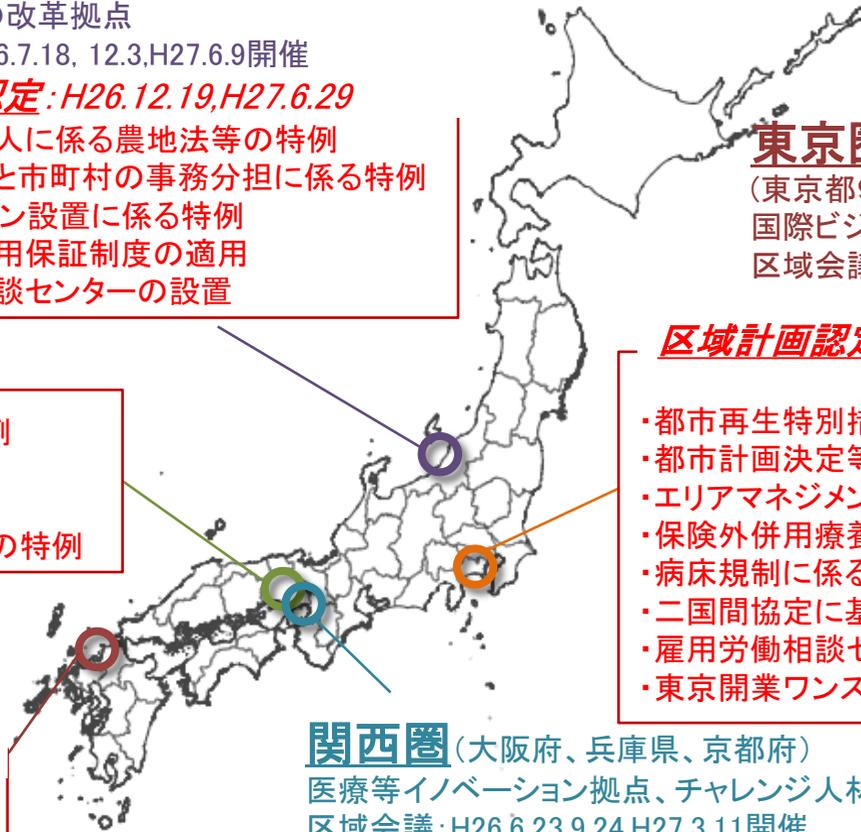
関西圏 (大阪府、兵庫県、京都府)

医療等イノベーション拠点、チャレンジ人材支援

区域会議: H26.6.23, 9.24, H27.3.11開催

区域計画認定: H26.9.30, 12.19, H27.3.19

- ・保険外併用療養に関する特例
- ・病床規制に係る医療法の特例
- ・エリアマネジメントに係る道路法の特例
- ・歴史的建築物等に係る旅館業法施行規則の特例
- ・設備投資に係る課税の特例
- ・雇用労働相談センターの設置



区域計画の認定状況①（68事業認定）

区域名 (認定事業数)	規制の特例措置等・事業主体		区域会議開催日 (区域計画作成日)	区域計画 認定日
東京圏 (27事業)	都市再生特別措置法の特例	日比谷地区【三井不動産】	平成26年12月9日	平成26年12月19日
	都市計画法の特例	竹芝地区【東急不動産、鹿島建設】	平成27年3月4日	平成27年3月19日
		虎ノ門四丁目地区【森トラスト】	平成27年6月15日	平成27年6月29日
	大手町一丁目【三井物産及び三井不動産】			
	虎ノ門一丁目【森ビル及び野村不動産】			
	エリアマネジメントに係る道路法の特例	虎ノ門・日比谷線新駅【独立行政法人都市再生機構】	平成27年3月4日	平成27年3月19日
		丸の内仲通り等【大丸有地区まちづくり協議会】		
		新宿副都心四号線・十二号線【一般社団法人新宿副都心 エリア環境改善委員会】	平成27年6月15日	平成27年6月29日
		大崎駅東西自由通路・夢さん橋【一般社団法人大崎エリア マネージメント等】		
	保険外併用療養に関する特例	蒲田駅周辺街路【さかさ川通りーおいしい道計画ー】	平成26年12月9日	平成26年12月19日
		慶應義塾大学病院 独立行政法人 国立がん研究センター		
		東京大学医学部附属病院	平成27年3月4日	平成27年3月19日
		公益財団法人がん研究会 学校法人順天堂 順天堂大学医学部附属順天堂医院 国立大学法人東京医科歯科大学		
	病床規制に係る医療法の特例	公益財団法人がん研究会 医療法人社団混志会瀬田クリニックグループ	平成26年12月9日	平成26年12月19日
医療法人社団葵会				
公立大学法人横浜市立大学		平成27年3月4日	平成27年3月19日	
慶應義塾大学病院 学校法人順天堂 順天堂大学医学部附属順天堂医院				
二国間協定に基づく外国医師の業務解禁	慶應義塾大学病院	平成27年6月15日	平成27年6月29日	
	学校法人順天堂 順天堂大学医学部附属順天堂医院 学校法人聖路加国際大学聖路加国際病院及び同病院附 属クリニック聖路加メディローカス			
雇用労働相談センター	—	平成26年12月9日	平成26年12月19日	
東京開業ワンストップセンター	—	平成27年3月4日	平成27年3月19日	
関西圏 (8事業)	保険外併用療養に関する特例	大阪大学医学部附属病院	平成26年9月24日	平成26年9月30日
		独立行政法人国立循環器病研究センター 京都大学医学部附属病院		
	病床規制に係る医療法の特例	公益財団法人先端医療振興財団	平成26年9月24日	平成26年9月30日
	エリアマネジメントに係る道路法の特例	一般社団法人グランフロント大阪TMO	平成27年3月11日	平成27年3月19日
	歴史的建築物等に係る旅館業法施行規則の特例	一般社団法人ノオト	平成27年3月11日	平成27年3月19日
	設備投資に係る課税の特例	株式会社メガカリオン	平成26年3月11日	平成26年3月19日
雇用労働相談センター	—	平成26年6月23日	平成26年12月19日	

区域計画の認定状況②（68事業認定）

区域名 (認定事業数)	規制の特例措置等・事業主体		区域会議開催日 (区域計画作成日)	区域計画 認定日
新潟市 (14事業)	農業生産法人に係る農地法等の特例	株式会社ローソン	平成26年12月3日	平成26年12月19日
		株式会社新潟麦酒		
		株式会社新潟クボタ	平成27年6月9日	平成27年6月29日
		株式会社WPPC		
		株式会社セブンファーム新潟		
		株式会社ars-dining		
	株式会社アイエスエフネットライフ新潟			
農業委員会と市町村の事務分担に係る特例	—	平成26年12月3日	平成26年12月19日	
農家レストラン設置に係る特例	有限会社フジタファーム	平成26年12月3日	平成26年12月19日	
	株式会社絆コーポレーション			
	有限会社ワイエスアグリプラント			
	有限会社高儀農場			
農業への信用保証制度の適用	—	平成26年12月3日	平成26年12月19日	
雇用労働相談センター	—	平成27年6月9日	平成27年6月29日	
養父市 (11事業)	農業委員会と市町村の事務分担に係る特例	—	平成26年7月23日	平成26年9月9日
	農業生産法人に係る農地法等の特例	有限会社新鮮組	平成27年1月27日	平成27年1月27日
		株式会社近畿クボタ		
		吉井建設有限会社		
		オリックス株式会社、やぶパートナーズ株式会社		
		ヤンマーアグリノベーション株式会社		
株式会社姫路生花卸売市場				
株式会社マイハニー				
株式会社アグリノベーターズ				
農業への信用保証制度の適用	—	平成27年1月27日	平成27年1月27日	
歴史的建築物等に係る旅館業法施行規則の特例	一般社団法人ノオト	平成27年1月27日	平成27年1月27日	
福岡市 (6事業)	エリアマネジメントに係る道路法の特例	天神15号線等【福岡観光コンベンションビューロー】	平成26年6月28日	平成26年9月9日
		天神18号線【We Love天神協議会】		
		博多駅前線等【博多まちづくり推進協議会】		
		博多駅前10号線【御供所まちづくり協議会】		
病床規制に係る医療法の特例	地方独立行政法人福岡市立病院機構	平成27年3月25日	平成27年6月29日	
雇用労働相談センター	—	平成26年9月25日	平成26年9月30日	
沖縄県 (2事業)	エリアマネジメントに係る道路法の特例	旭橋都市再開発株式会社	平成27年6月10日	平成27年6月29日
		那覇市国際通り商店街振興組合連合会		

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の概要

内閣府地方創生推進室
内閣官房副長官補付(地域活性化担当)

経済社会の構造改革を更に推進し、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成を図り、並びに地域の活性化を図るため、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法において、新たな規制の特例を設ける等の措置を講ずる。

国家戦略特別区域法の一部改正

第189回通常国会提出法案に追加で盛り込まれたもの

1. iPS細胞から製造する試験用細胞等への血液使用の解禁

採取した血液を原料として製造できる物は血液製剤等に限定されているが、再生医療技術を活用し、医薬品の研究開発等に係る国際競争力を強化するため、血液を使用して、業として、iPS細胞から試験用細胞等を製造することを可能化。【第20条の3】

2. 都市公園内における保育所等設置の解禁

保育等の福祉サービスの需要の増加に対応するため、保育所等の社会福祉施設について、一定の基準を満たす場合には、都市公園の管理者は占用を許可。【第20条の2】

3. 臨床修練制度を活用した国際交流の推進

臨床修練制度を活用し、医療分野における国際交流の進展に資する観点から、外国医師の受入れを、現在の「指定病院との間で緊密な連携体制が確保された診療所」から、指導医による指導監督体制を確保し、国際交流の推進に主体的に取り組むものであれば、「単独の診療所」にも拡充。【第24条の2】

4. 漁業生産組合の設立要件等の見直し

漁業者の法人化・協業化により競争力の向上や6次産業化の促進を図り、浜の活性化に資するため、漁業生産組合の設立要件(現行7人以上)を緩和。【第14条の2】

5. その他(地域限定保育士試験の政令市での実施など)

地域限定保育士試験を政令指定都市市長が実施することを可能とする。【第12条の4に追加】
そのほか、設備投資減税等に関する課税の特例に係る規定を追加。【第27条の2～4】

第187回臨時国会提出法案に盛り込まれていたもの

外国人を含む開業促進など

外国人の活躍環境の整備

①創業人材等の多様な外国人の受入れ促進など☆

査等を要件に、「経営・管理」の在留資格の基準(当初から「2人以上の常勤職員の雇用」又は「最低限(500万円)の投資額」等)を緩和。【第16条の4】

・クールジャパンに関わる外国人の活動を促進する施策の推進、情報提供等。【第37条の2】

②外国人家事支援人材の活用☆

女性の活躍推進等のため、地方自治体等による一定の管理体制の下、家事支援サービスを提供する企業に雇用される外国人の入国・在留を可能化。【第16条の3】

法人設立手続の簡素化・迅速化

③ワンストップセンターの設置☆

外国人を目的に起業・開業促進のために、登記、税務、年金、定款認証等の創業時に必要な各種申請のための窓口を集約。相談を含めた総合的な支援を実施。【第36条の2】

④公証人の公証役場外における定款認証☆

公証人は公証役場において職務を行う必要があるが、役場外の「ワンストップセンター」における定款認証が可能であることを明確化。【第12条の2】

規制改革による地方創生

⑤医療法人の理事長要件の見直し

以外の者を医療法人の理事長として選出する際の基準について、法令上明記した上で見直し、当該基準を満たす場合は迅速に認可。【第14条の2】

⑥農業等に従事する高齢者の就業時間の柔軟化

できるよう、民業圧迫の恐れがなければ、シルバー人材センターが、週20時間ではなく、40時間の就業についても、派遣事業を行うことを可能化。【第24条の2】

⑦地域限定保育士の創設☆

うことを促すため、2回目の保育士試験の合格者に、3年間は当該区域内のみで保育士として通用する資格を付与。【第12条の4】

⑧NPO法人の設立手続きの迅速化

ソーシャルビジネスの重要な担い手でもある特定非営利活動法人の設立を促進するため、その設立認証手続における申請書類の縦覧期間(現行2か月)を大幅に短縮。【第24条の4】

⑨国有林野の民間貸付・使用の拡大

国有林野の活用を促進するため、貸付等の面積(現行5ha)を拡大。【第16条の2】

民間ノウハウの活用など

⑩公立学校運営の民間開放☆

グローバル人材の育成や個性に応じた教育等のため、教育委員会の一定の関与を前提に、公立学校の運営を民間に開放。【第12条の2】

⑪官民の垣根を越えた人材移動の柔軟化

スタートアップ企業における優秀な人材確保のため、国・自治体等に勤務する者をスタートアップ企業で働きやすくする枠組み(一定期間内に再び国・自治体の職員になった場合の退職手当の算定への配慮)を構築。【第19条の2、第36条の3】

構造改革特別区域法の一部改正

(1) 公社管理有料道路運営の民間開放

地方道路公社が公社管理道路運営権を設定する場合には、民間事業者者に料金を收受させることとし、民間事業者による公社管理有料道路の運営を可能化。【第28条の3】

(2) 外国語による観光案内人材の育成

地方公共団体が行う研修を修了した者は、地域限定特例通訳案内士として、報酬を得て通訳案内業務を行うことを可能化。【第19条の2】

国会審議プロセス（平成27年4月3日～7月8日）

4 / 3 閣議決定・衆議院に提出

【衆議院(第五次分権一括法及び地域再生法との3法一括審議)】

4 / 24 衆・本会議 趣旨説明質疑 / 衆・地方創生特委 提案理由説明

5 / 15・19・20・

22・26・27・29 衆・地方創生特委 質疑

/ 29 衆・地方創生特委 参考人陳述・質疑・採決

(参考人:松原 宏・阿部 秀保・室井 照平・中山 徹 各氏)

6 / 2 衆・本会議 議了処理

【可決:(賛成)自・公・維・次、(反対)民・共・生など】

【参議院(特区法単独での審議)】

6 / 29 参・内閣委 付託

/ 30 参・内閣委 提案理由説明

7 / 2 参・内閣委 質疑

/ 7 参・内閣委 質疑・採決

/ 8 参・本会議 議了処理

【可決:(賛成)自・公・維・次・元など、(反対)民・共・生など】

7月中旬 公布(予定)

都市再生・まちづくり

容積率・用途等土地利用規制の見直し
⇒居住を含め都市環境を整備

エリアマネジメントの民間開放
(道路の占用基準の緩和)
⇒道路空間の利用による都市の魅力向上

滞在施設の旅館業法の適用除外
⇒外国人の滞在ニーズへの対応

ビジネス環境の改善、起業・開業促進

開業ワンストップセンターの設置
⇒法人設立手続きの簡素化・迅速化

公証人の公証役場外における定款認証
⇒法人設立手続きの簡素化・迅速化

NPO法人の設立手続きの迅速化
⇒NPO法人設立によるソーシャルビジネスの促進

官民の垣根を越えた人材移動の柔軟化
⇒スタートアップ企業における人材確保

空港アクセスバスの手続き緩和
⇒空港アクセスの充実

雇用

農業等に従事する高齢者の就業時間の柔軟化
⇒地方における高年齢退職者の就業促進

雇用条件の明確化・雇用労働相談センターの設置
⇒新規開業企業、グローバル企業等の投資促進

有期雇用の特例
⇒柔軟で多様な働き方、プロジェクト単位での雇用促進

医療

病床規制の特例による病床の新設・増床の容認
⇒高度な水準の医療の提供

医療法人の理事長要件の見直し
⇒医療法人のガバナンス強化

iPS細胞から製造する試験用細胞等への血液使用の解禁
⇒医薬品の研究開発等に係る国際競争力強化

臨床修練制度を活用した国際交流の推進
⇒地域医療分野における国際交流の促進

国際医療拠点における外国医師の診察、外国看護師の業務解禁
⇒高度な医療技術を有する外国医師等の受入推進

保険外併用療養の拡充
⇒高度な水準の医療の提供

医学部の新設に関する検討
⇒社会保障制度や全国的な影響等を勘案

歴史的建築物の活用

歴史的建築物に関する旅館業法の特例
⇒地域活性化、国際観光等の推進

古民家等の活用のための建築基準法の適用除外等
⇒地域活性化、国際観光等の推進

外国人材の活用

外国人家事支援人材の活用
⇒女性の活躍推進等

外国人創業人材の在留資格の基準緩和
⇒創業人材等の多様な外国人の受入推進

農林水産業

農業委員会と市町村の事務分担
⇒農地の流動化の促進

農業生産法人の要件緩和
⇒6次産業化の推進

国有林野の民間貸付・使用の拡大
⇒国有林野の活用促進

漁業生産組合の設立要件の緩和
⇒漁業の競争力向上、6次産業化の推進

農業への信用保証制度の適用
⇒商工業とともに行う農業についての資金調達の円滑化

農家レストランの農用区域内設置の容認
⇒地域農畜産物の利用促進

酒類のインターネット販売の緩和
⇒地域特産品の流通促進

中山間地域等直接支払の補助金返還免除
⇒6次産業化、農業振興・地域振興の促進

有害鳥獣捕獲許可の権限移譲
⇒地域の特性に合わせた捕獲許可期間の柔軟化

教育

公立学校運営の民間への開放
(公設民営学校の設置)
⇒グローバル人材の育成等多様な教育の提供

保育等

地域限定保育士の創設
⇒保育士不足の解消

都市公園内における保育所等設置の解禁
⇒保育所等の福祉サービスの充実

「『日本再興戦略』改訂2015」（6月30日 閣議決定） における規制改革事項

（遠隔診療や小型無人機等の「近未来技術実証」の推進）

- ① テレビ電話を活用した薬剤師による服薬指導の対面原則の特例
- ② 遠隔診療の取扱いの明確化
- ③ IT活用による遠隔地間の学校等を結んだ教育手法の導入
- ④ 小型無人機に係る健全な利活用の実現
- ⑤ 小型無人機の実証等に関する無線局免許の迅速化
- ⑥ 完全自動走行を見据えた環境整備の推進
- ⑦ 医療用ロボットの活用範囲の拡大

（医療イノベーションの推進、持続可能な社会保障システムの構築）

- ⑧ 特区薬事戦略相談制度の創設等による革新的医療機器の開発迅速化
- ⑨ 往診等に係るいわゆる「16kmルール」等に関する保険適用の柔軟化
- ⑩ 予防医療ビジネスの推進
- ⑪ 医療機器製造販売における国内品質業務運営責任者の資格要件の緩和
- ⑫ 通信制看護師学校養成所の入学基準の緩和

（地方主導による大胆な規制改革の実現）

- ⑬ 自然由来の汚染土壌の取扱いに関する新たな仕組みの構築
- ⑭ 獣医師養成系大学・学部の新設に関する検討

b) 更なる規制改革事項等の実現

国家戦略特区に関し、これまでの積み残しや本年6月までに全国から募集した提案に加え、以下の規制改革事項のうち、国家戦略特区で取り組むべきものについては、国家戦略特別区域諮問会議や国家戦略特区ワーキンググループにおいて、国家戦略特別区域法等に新たに追加すべく検討を進め、次期国会も含め、速やかに法的措置等を講ずる。

その際、これまでと同様に、「全国規模又は少なくとも特区の二者択一の下で改革を実現する」との観点から、特区内での特例措置はもとより、全国規模で適用する規制・制度改革等も組み合わせる。

他方、国家戦略特区に指定されなかった地域や盛り込まれなかった規制改革提案についても、必要に応じ、構造改革特区・総合特区や全国規模の規制改革措置として実現すべく、積極的に検討を進める。

また、国家戦略特別区域基本方針に、「少なくとも年2回は提案募集を実施する」としていることに基づき、全国の自治体や民間からの提案募集を、毎年着実に行う。

(遠隔診療や小型無人機等の「近未来技術実証」の推進)**① テレビ電話を活用した薬剤師による服薬指導の対面原則の特例**

- ・ 処方薬について、薬剤師は対面で服薬指導を行うこととされているが、遠隔診療のニーズに対応するため、医療機関や薬局といった医療資源が乏しい離島、へき地について、遠隔診療が行われた場合の薬剤師による服薬指導の対面原則の例外として、国家戦略特区においては実証的に、対面での服薬指導が行えない場合にテレビ電話を活用した服薬指導を可能とするよう、法的措置を講ずる。
- ・ あわせて、本特例において、民間事業者等による医薬品の配達が可能であることを明確化するための所要の措置を講ずる。

② 遠隔診療の取扱いの明確化

- ・ 患者の遠隔診療のニーズに対応するため、遠隔診療に関する現行の通知に記載された、離島・へき地の患者や特定（9種類）の遠隔診療以外の場合、また、初診であっても直接の対面診療を行うことが困難である場合についても、医師の判断により遠隔診療が可能であることを明確化するため、速やかに通知を发出する。

③ IT活用による遠隔地間の学校等を結んだ教育手法の導入

- ・ 過疎化・少子化の進展に伴い小規模化している学校においても、子どもたちが切磋琢磨する環境で充実した教育を受けることができるよう、IT活用により遠隔地間を結んだ合同授業等について、実証研究を通じて効果や課題を評価・検証し、導入に向けた新たなルール等を速やかに構築する。

④ 小型無人機に係る健全な利活用の実現

- ・ 災害監視・物流等の多様な分野における新産業の創出や国民生活の利便や質の向上等に資する小型無人機について、航空法改正等による運用ルールを早急に整備した上で、健全な利活用の実現、ひいては我が国の成長戦略に資するよう、国家戦略特区に係る区域会議において、随時、追加的な規制・制度改革について民間事業者等から意見聴取を行い、特区制度を活用した新技術実証を速やかに行うための必要な規制・制度改革に取り組む。これらの取組を含め、全国共通の必要な制度改革を不断かつ確実に進める。

⑤ 小型無人機の実証等に関する無線局免許の迅速化

- ・ 特区内における小型無人機の活用に関する実証実験や、ベンチャー企業等による製品開発等を推進するため、現在の特定実験試験局制度を見直し、混信等の問題を発生させないための調整をよりきめ細かく行うこと等により、免許が可能な範囲として告示する地域を、現在の地方支分部局の管轄区域ごとから市町村単位等ニーズに応じて柔軟に設定するとともに、迅速な手続の下、現在Wi-Fi等で広く活用されている周波数帯であっても、これを活用可能とする。

⑥ 完全自動走行を見据えた環境整備の推進

- 我が国の経済成長を牽引する近未来技術の自動走行システムについては、「官民 ITS*構想・ロードマップ 2015」（平成 27 年 6 月 30 日 IT 総合戦略本部決定）における自動走行システム、いわゆる「レベル 4（完全自動走行）」までの技術開発を目指し、適切に実証実験を実施し、その効果を検証していくことが必要である。

*ITS: 高度道路交通システム (Intelligent Transport Systems)

- このため、今後の技術開発の進展に併せた世界初の社会システムや制度を構築するため、特区等においてレベル 4 を見据えた安全性に関するデータ収集等に必要なる公道実証実験を積極的かつ安全に行うための環境を整備するとともに、自動走行に関する国際的な基準作りに積極的に取り組む。また、東日本大震災の被災地における災害危険区域においては、公道以外も含めた実証実験を行う。
- さらに、完全自動走行に係る国際条約改正の議論に取り組むとともに、道路交通法等を含め、事故時の責任関係のほか、運転者の義務等の在り方についても、公道実証実験により得られたデータも踏まえつつ、我が国として引き続き十分な検討を進め、完全自動走行の早期の実現を目指す。

⑦ 医療用ロボットの活用範囲の拡大

- 高齢化社会において、医療用ロボットを活用したいとする社会的ニーズが一層高まる中、医療機器としての製造販売承認を受けた後の医療用ロボットのうち医療以外の用途での使用も考えられるものについて、医療機関に限らず、それ以外の福祉施設等においても医療上の効果の誤解を招くことなく広く活用ができるよう、具体的な活用ニーズを踏まえ、活用可能な範囲を明確化するための所要の措置を講ずる。

(医療イノベーションの推進、持続可能な社会保障システムの構築)**⑧ 特区薬事戦略相談制度の創設等による革新的医療機器の開発迅速化**

- ・ 日本発の革新的医療機器の開発を促進し、国家戦略特区を拠点とした医療イノベーションを強力に推進するため、特区内の臨床研究中核病院における治験期間を短縮し、開発から承認・市販までのプロセスを迅速化するための「特区薬事戦略相談」制度の創設及び PMDA において重点的な支援を行う体制を速やかに整備する。
- ・ また、全国的な措置として、医療機器ごとの製造販売承認までの治験実績を類型化した医療機器の臨床開発促進のためのガイドンスを速やかに作成する。

⑨ 往診等に係るいわゆる「16kmルール」等に関する保険適用の柔軟化

- ・ 女性の活躍推進等の観点から、例えば訪問型病児保育と併せて行う往診・訪問診療など、子どもに対する往診・訪問診療であって対応できる医療機関の確保が困難なものについては、医療機関と患者の所在地との距離が 16km を超える場合であっても保険給付の対象となることを明確化し、速やかに通知する。
- ・ 在宅医療の提供体制を確保するため、外来応需体制のない保険医療機関の設置に係る要件の明確化を検討し、本年度内に結論を得る。

⑩ 予防医療ビジネスの推進

- ・ 都道府県等による医療機関の開設許可において、同一建物の中で複数階にまたがる場合等、複数の構造設備に分かれている場合、それらを一つの医療機関としてみなすかどうかの基準が現在、都道府県等によって異なっているところ、予防医療を提供する医療機関の開設等を促すため、明確な統一的指針を検討し、速やかに通知を発出する。
- ・ また、医療機関ではない検体測定室における利用者自身による一連の採血行為について、看護師等が利用者に対し、医行為に該当しないものとして介助することができる部分を明確化することとし、速やかに所要の措置を講ずる。

⑪ 医療機器製造販売における国内品質業務運営責任者の資格要件の緩和

- ・ 医療機器分野への新規企業の参入等を促すため、国内品質業務運営責任者の資格要件である3年以上の業務従事経験について、低リスクの医療機器を扱う場合には、医薬品医療機器等法に規定する製品に係る品質管理業務の従事経験に限らず、ISO9001 又は ISO13485 に係る品質管理業務の従事経験を認めることとし、速やかに通知を改正する。

⑫ 通信制看護師学校養成所の入学基準の緩和

- ・ 地域医療体制の充実に向けた看護師養成のため、通信制看護師学校養成所の入学基準について、准看護師としての業務経験年数を現行の10年から大幅に短縮することについて全国的な措置として検討し、本年中に結論を得て、速やかに措置する。

(地方主導による大胆な規制改革の実現)

⑬ 自然由来の汚染土壌の取扱いに関する新たな仕組みの構築

- ・ 再開発事業等におけるコスト削減を通じた都市の再生と国際競争力の重要性も考慮し、自然由来の汚染土壌の規制の在り方について、事業者等の意見を踏まえつつ、人の健康へのリスクに応じた必要最小限の規制とする観点から検討し、全国的な措置の実施に先駆けて、短期間で可能なものについては、早期に国家戦略特区において試行的に開始することとし、その結果を全国的措置に反映させる。

⑭ 獣医師養成系大学・学部の新設に関する検討

- ・ 現在の提案主体による既存の獣医師養成でない構想が具体化し、ライフサイエンスなどの獣医師が新たに対応すべき分野における具体的な需要が明らかになり、かつ、既存の大学・学部では対応が困難な場合には、近年の獣医師の需要の動向も考慮しつつ、全国的見地から本年度内に検討を行う。

林業経営や放牧に解放

- 農業生産法人の要件緩和



市域面積 ▶ 8割が林野
6割が国有林野

- 国有林野の民間開放
(貸付面積や貸付対象者の拡充)



無人飛行の実証



遭難者の搜索



火山監視



鳥獣被害対策などの
農林畜産分野の調査

観光地における
外国人医師による診療

- 単独の診療所での診察解禁

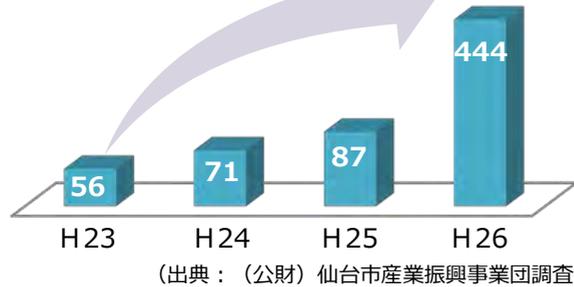


玉川温泉



<仙台市を取り巻く環境>

近年、女性による起業相談件数が急増



震災後、起業マインドが大きく変化

	能力を活かしたい	他人・地域への貢献
震災前起業家	20.6%	16.5%
震災後起業家	15.2%	23.7%
起業家予備軍	8.8%	31.5%

(出典：仙台市調査)

東北地方は課題先進地域



起業しやすい
仕組みづくり

- NPO法人の設立認証の手続期間を約半分に
- 公証人の定款認証が公証役場外でも可能に
- 起業直後の企業等に雇用ルールを説明して労働関係紛争を未然防止



女性の社会
参加促進

- 地域限定保育士試験の実施により保育士不足を解消
- 都市公園内への保育所設置により待機児童を解消

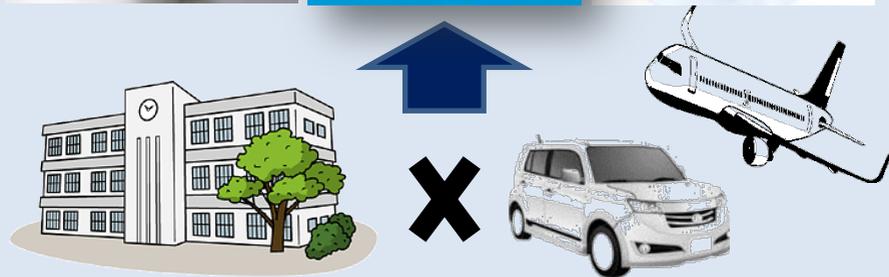


大学との連携
による近未来
技術の実証

- 東北大学との自動走行等の実証により新たなイノベーションを喚起



産業人材育成や自動走行等による
成長産業・先端技術の中核拠点の形成



公設民営学校設立等による
産業人材の育成・確保

自動車・航空宇宙等の
国内最大のモノづくり拠点

中部国際空港を活用し、
交流人口の増加に寄与



農業の所得向上と 成長分野への転換

- ・ 企業の農業への参入
- ・ 農地の集約・集積、耕作放棄地の解消
- ・ 6次産業化の推進



- 農業委員会の市への業務移管
- 農業生産法人の役員要件の緩和
- 農業への信用保証の適用
- 農家レストランの設置

「国家戦略特区」と「地方創生特区」「近未来技術実証特区」の関係

国家戦略特区

1次指定

(平成26年3月28日決定、5月1日指定)

東京圏

関西圏

新潟県新潟市

兵庫県養父市

福岡県福岡市

沖縄県

2次指定

(平成27年3月19日決定)

地方創生特区

秋田県仙北市

宮城県仙台市

愛知県

3次指定

(平成27年中、速やかに決定)

地方創生特区第二弾

○趣旨

- ・規制改革により地方創生を実現
- ・手続きの簡素化や専門家の派遣等、熱意のある自治体を総合的支援

○基準

- ・「初期メニュー」のうち現在の特区の中でも困難なものを確実に活用
- ・「追加メニュー」など思い切った改革事項を提案
- ・「近未来技術実証」を行うことを積極的に受け入れ

「近未来技術実証」も含め、年内できるだけ速やかに実現

ii) 残された集中取組期間における国家戦略特区の加速的推進

国家戦略特区により、本年度末までの集中取組期間内に、いわゆる岩盤規制全般について突破口を開いていくためには、第8回及び第11回国家戦略特別区域諮問会議において示された「岩盤規制改革の工程表（重点事項と改革スケジュール）」も踏まえ、残り1年弱の間に一層のスピード感を持って、大胆な規制改革を実現することが不可欠である。

このため、国家戦略特区に関する以下の施策をはじめとする各種取組を一層加速化することにより、引き続き、具体的な事業や提案ニーズに柔軟かつスピーディに対応し目に見える成果を打ち出していくことが重要である。

また、特に1次指定した6区域におけるこれまでの取組に対しては、「国家戦略特別区域基本方針」（平成26年2月25日閣議決定、10月7日一部変更）に則り改革の成果を早急かつ厳格に評価した上で、PDCAサイクルによる進捗管理を行っていく。

a) 迅速な事業の具体化・実施、指定区域の追加など

6区域はもちろん、地方創生特区としての指定が決定した3区域についても、国家戦略特別区域法改正案に盛り込んだ追加事項を含め、規制改革を伴う特定事業等を、一刻も早く実行に移すことが必要である。このため、3区域についても、政令による指定後、速やかに区域会議を立ち上げ、区域計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けた上で、本年秋にも特定事業を開始することを目指す。

なお、「東京圏」のうち東京都については、指定している他の府県と同様、速やかに指定区域を全域に拡大する。

また、規制改革による地方創生に熱意のある地方自治体の取組を一層推し進め、さらには、指定した特区間の競争を促すことにより我が国全体の一層の経済活性化を図るため、遠隔医療や小型無人機、自動走行といった近未来技術の実証を含め、本年内できるだけ速やかに、地方創生特区の第二弾の指定（国家戦略特区の3次指定）を実現する。

中短期工程表「立地競争力の更なる強化①」

	2013年度・2014年度	2015年度			2016年度	2017年度	2018年度～	KPI
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末				
「国家戦略特区」の実現	2013年10月	国家戦略特区における「規制改革事項等の検討方針」日本経済再生本部決定						
	2013年12月	臨時国会において「国家戦略特別区域法」成立						
	2014年1月	「国家戦略特別区域諮問会議」設置						
	2014年2月	「国家戦略特別区域基本方針」閣議決定						
	2014年4月	「国家戦略特別区域を定める政令」閣議決定						
	2014年5月	「区域方針」内閣総理大臣決定						
	2014年6月	「関西圏国家戦略特別区域会議」の立上げ (3回開催、8件の事業を認定)						<ul style="list-style-type: none"> 2020年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、日本が、2014年先進国19位→3位以内に入る 2020年までに、世界の都市総合ランキングにおいて、東京が、現状4位→3位以内に入る
		国・自治体・民間による国家戦略特別区域会議の運営						
		区域計画の追加等						
		区域計画の認定						
	特定事業の実施							
2014年7月	「福岡市国家戦略特別区域会議」の立上げ (3回開催、6件の事業を認定)							
	更なる規制改革事項等の検討 (年2回の全国の自治体や民間からの提案募集を含む。本年4月～6月に募集受付)							
2014年7月	「新潟市国家戦略特別区域会議」の立上げ (3回開催、14件の事業を認定)							
	更なる規制改革事項等の法的措置等 (2015年度までを集中取組期間とし、岩盤規制全般について、突破口を開く)							
	地方創生特区第二弾 (国家戦略特区の3次指定)の実現							
2014年7月	「養父市国家戦略特別区域会議」の立上げ (2回開催、11件の事業を認定)							
2014年10月	新たな措置に関する提案募集を実施							
	地方創生特区第二弾 (国家戦略特区の3次指定)の実現							
2014年10月	「東京圏国家戦略特別区域会議」の立上げ (4回開催、27件の事業を認定)							
	地方創生特区第二弾 (国家戦略特区の3次指定)の実現							
2014年10月	「沖縄県国家戦略特別区域会議」の立上げ (2回開催、2件の事業を認定)							
	地方創生特区第二弾 (国家戦略特区の3次指定)の実現							
2015年3月	国家戦略特別区域諮問会議において「地方創生特区」の指定(国家戦略特区2次指定)を決定							
2015年4月	通常国会において新たな規制改革事項等を追加した「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案」を提出							

国家戦略特区シンポジウム

【日 時】平成27年6月26日(金)17時10分～19時25分

【会 場】虎ノ門ヒルズフォーラム 5階メインホール(〒105-6305東京都港区虎ノ門1-23-3)

開会挨拶



石破 茂 内閣府特命担当大臣(国家戦略特別区域)

【挨拶要旨】

本日お越しの特区指定された首長の方々や、有識者・専門家の皆様のお話を通じ、新しい事業などのアイデアに活かしていただきたいと考えます。

私共国といたしましても、国家戦略特区の改革のメニュー追加を通じ特区での取組を更に進化をさせたい、また、指定区域の拡大を図ることはもちろんですが、既に認められた規制改革事項を速やかに全国展開することを含めて、改革によるメリットを多くの地域が享受することができるよう、引き続き、最大限の努力をしていくつもりです。

本日のシンポジウムの議論を通じて、日本国中で、新たな取組が広がることを心から願っております。

セッション I 「パネルディスカッション①」



「国家戦略特区として目指すもの」をテーマに、パネルディスカッションを行いました。

モデレーター

平 将明(内閣府副大臣)

パネラー

高島 宗一郎(福岡市長)

八田 達夫(特区諮問会議有識者議員)

秋池 玲子(特区諮問会議有識者議員)

スプツニ子！(現代美術家、マサチューセッツ工科大学助教)

セッションⅡ「プレゼンテーション」



農業・医療改革、都市再生」をテーマに、指定特区の首長が取組の成果を報告し、今後の方向性についてプレゼンテーションを行いました。

プレゼンター

篠田 昭(新潟市長)
井戸 敏三(兵庫県知事)
前田 信弘(東京都副知事)
小泉 一成(成田市長)
黒岩 祐治(神奈川県知事)

セッションⅢ「パネルディスカッション②」



「養父×仙北 特区を活用した地方創生モデルの構築」をテーマに、パネルディスカッションを行いました。

モデレーター

竹中 平蔵(特区諮問会議有識者議員)

パネラー

小泉 進次郎(内閣府大臣政務官)
広瀬 栄(養父市長)
門脇 光浩(仙北市長)
鯉淵 美穂(MIKAWAYA21代表取締役社長)

- 来場者数 : **365名** (登壇者等の関係者、プレスを含む)
- ニコニコ生放送 … 視聴者数(放送終了時) : **20,082名** (うちコメント者数 : **6,288人**)
⇒ **当日の生放送番組(5,000以上)ある中で、第16位**
- 番組終了後のアンケート結果
⇒ **「とても良かった」だけで1/3、「良かった」と併せて6割以上の高い評価**